

規定の一部改訂について（改定日：2026年5月29日）

VISA

FFG カード会員規約

変更前	変更後
<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>④ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>⑤ 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>⑥ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>⑦ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>⑧ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号・第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。</p>

<p>① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。</p> <p>② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>③ 本会員の信用状態が悪化したとき。</p> <p>4. 本会員は、第 2 2 条第 1 項第 7 号または第 8 号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 本会員は、前 4 項の債務を支払う場合には、当社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 1 8 条のただし書の定めにより支払うものとします。</p> <p>6. 本条第 1 項から第 4 項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p>	<p>② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>③ 本会員の信用状態が悪化したとき。</p> <p>4. 本会員は、第 2 2 条第 1 項第 7 号または、第 8 号または第 9 号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 本会員は、前 4 項の債務を支払う場合には、当社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 1 8 条のただし書の定めにより支払うものとします。</p> <p>6. 本条第 1 項から第 4 項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p>
<p>第 2 2 条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合</p> <p>② 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合</p> <p>⑤ カード発行後 2 ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p>	<p>第 2 2 条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合</p> <p>② 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合</p> <p>⑤ カード発行後 2 ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p>

<p>⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>⑦ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当した場合</p> <p>(イ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>(イ)暴力的な要求行為 (ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為</p> <p>⑨ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別</p>	<p>⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>⑦ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当した場合</p> <p>(イ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>(イ)暴力的な要求行為 (ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為</p> <p>⑨ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認</p>
---	---

<p>対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>⑩ 会員に対し第 4 条第 5 項または第 1 4 条第 7 項または第 8 項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>⑪ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p> <p>⑫ 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が本条の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について</p>	<p>められる要求等</p> <p>⑩ 会員に対し第 4 条第 5 項または第 1 4 条第 7 項または第 8 項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>⑪ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p> <p>⑫ 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が本条第 1 項第 7 号 <u>または</u>、第 8 号 <u>または第 9 号</u> の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>
---	--

て支払いの責を負うものとします。

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い実質年率 15.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<リボルビング払いのお支払い例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い実質年率 18.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	<u>14.70</u>	<u>15.64</u>	<u>16.25</u>	<u>16.68</u>	<u>17.51</u>	<u>17.69</u>	<u>17.84</u>	<u>17.90</u>	<u>17.91</u>	<u>17.88</u>	<u>17.79</u>
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	<u>2.46</u>	<u>3.28</u>	<u>4.10</u>	<u>4.92</u>	<u>8.20</u>	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>	<u>14.76</u>	<u>16.40</u>	<u>19.68</u>	<u>24.60</u>

支払回数	<u>40</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>60</u>
支払期間(ヵ月)	<u>40</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>60</u>
実質年率(%)	<u>17.55</u>	<u>17.50</u>	<u>17.35</u>	<u>17.29</u>	<u>17.19</u>	<u>17.03</u>
利用金額100円	<u>32.80</u>	<u>34.44</u>	<u>39.36</u>	<u>41.00</u>	<u>44.28</u>	<u>49.20</u>

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

① お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円

② 手数料（元金定額コース・標準コースとも）…ありません。

③ 弁済金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円（①）

④ お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

① 手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）… $50,000円 \times 15.0\% \times 15日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$

② お支払い元金
 ・元金定額コースの場合…10,000円
 ・標準コースの場合…9,405円（③10,000円－①595円）

③ 弁済金
 ・元金定額コースの場合…10,595円（①595円＋②10,000円）
 ・標準コースの場合…10,000円

④ お支払い後残高
 ・元金定額コースの場合…30,000円（40,000円－10,000円）
 ・標準コースの場合…30,595円（40,000円－9,405円）

<分割払いのお支払い例>

当りの分						
割払手数						
料の額						
(円)						

<リボルビング払いのお支払い例>

（元金定額コース1万円および標準コース、実質年率18.0%場合）

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

① お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円

② 手数料（元金定額コース・標準コースとも）…ありません。

③ 弁済金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円（①）

④ お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

① 手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）… $50,000円 \times 18.0\% \times 15日 \div 365日 + 40,000円 \times 18.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 18.0\% \times 5日 \div 365日 = 715円$

② お支払い元金
 ・元金定額コースの場合…10,000円
 ・標準コースの場合…9,285円（③10,000円－①715円）

③ 弁済金
 ・元金定額コースの場合…10,715円（①715円＋②10,000円）

<p>利用金額 50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料 50,000円×(6.70円÷100円) = 3,350円</p> <p>②支払総額 50,000円 + 3,350円 = 53,350円</p> <p>③分割支払額 53,350円 ÷ 10回 = 5,335円</p>	<p>・標準コースの場合…10,000円</p> <p>④ お支払い後残高</p> <p>・元金定額コースの場合…30,000円 (40,000円 - 10,000円)</p> <p>・標準コースの場合…<u>30,715円</u> (40,000円 - <u>9,285円</u>)</p> <p><分割払いのお支払い例></p> <p>利用金額 50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料 <u>50,000円 × (8.20円 ÷ 100円) = 4,100円</u></p> <p>②支払総額 <u>50,000円 + 4,100円 = 54,100円</u></p> <p>③分割支払額 <u>54,100円 ÷ 10回 = 5,410円</u></p>
---	---

個人情報の取扱いに関する同意条項（個人会員・個人事業主特約・ビジネスカード用・コーポレート会社一括方式用共通）

変更前	変更後
<p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>	<p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力・<u>返済能力</u>に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・<u>返済能力</u>の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

- ※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
- ※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>運転免許証等本人確認書類</u> の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

- ※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
- ※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期

間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社日本信用情報機構

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載され

間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

4. 本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

① 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

（イ）本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報

（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

② 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③ 信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<加盟信用情報機関の名称・~~所在地~~・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

ています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

~~所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階~~

~~電話番号：0120-810-4140570-666-414~~

~~ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp~~

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社日本信用情報機構

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

○名称：全国銀行個人信用情報センター

~~所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1~~

~~電話番号：03-3214-5020~~

~~ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/~~

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

[（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）](#)

個人情報の取り扱いに関する重要事項（個人会員・ビジネスカード用・コーポレート会社一括方式用共通）

変更前	変更後
<p>2. 個人信用情報機関への登録・利用</p> <p>(1) 本会員（本会員の予定者を含む。以下「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>(2) 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>(3) 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p><登録される情報とその期間></p>	<p>2. 個人信用情報機関への登録・利用</p> <p>(1) 本会員（本会員の予定者を含む。以下「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>(2) 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>(3) 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p><登録される情報とその期間></p>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>運転免許証等本人確認書類</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

（4）本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

（イ）2.（2）により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社日本信用情報機構

(貸金情報に基づく指定信用情報機関)

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp

○名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

(ロ) 信用情報機関が収集した(イ)以外の情報

(ハ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

(イ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

(ロ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①(イ)(ロ)(ハ))を加盟会員へ提供します。また、信用情報(①(イ))を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414 0570-666-414

ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

	<p><提携信用情報機関の名称-所在地・電話番号></p> <p>○名 称：株式会社日本信用情報機構 (貸金情報に基づく指定信用情報機関) 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp</p> <p>○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p><u>(株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。)</u></p>
--	--

マイ・ペイすリボ会員特約

変更前	変更後
<p>第7条（会員規約の適用）</p> <p>本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。</p> <p><お支払い例（定率コースおよび元金定額コース1万円の場合）></p> <p>8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）</p>	<p>第7条（会員規約の適用）</p> <p>本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。</p> <p><お支払い例（定率コースおよび元金定額コース1万円の場合）></p> <p>8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）</p>

- ① お支払い元金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ② 手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません
- ③ 弁済金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ④ お支払い後残高
・定率コースの場合…50,000円 - 3,000円 = 47,000円
・元金定額コースの場合…50,000円 - 10,000円 = 40,000円
- ◆第2回（11月10日）お支払い
- ① 手数料（10月11日～10月15日までの分）
・定率コースの場合…47,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 96円
・元金定額コースの場合…40,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 82円
- ② お支払い元金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ③ 弁済金
・定率コースの場合…3,096円（①96円 + ②3,000円）
・元金定額コースの場合…10,082円（①82円 + ②10,000円）
- ④ お支払い後残高
・定率コースの場合…44,000円（47,000円 - 3,000円）
・元金定額コースの場合…30,000円（40,000円 - 10,000円）

- ① お支払い元金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ② 手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません
- ③ 弁済金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ④ お支払い後残高
・定率コースの場合…50,000円 - 3,000円 = 47,000円
・元金定額コースの場合…50,000円 - 10,000円 = 40,000円
- ◆第2回（11月10日）お支払い
- ① 手数料（10月11日～10月15日までの分）
・定率コースの場合…47,000円 × ~~15.018.0~~% × 5日 ÷ 365日 = 96115円
・元金定額コースの場合…40,000円 × ~~15.018.0~~% × 5日 ÷ 365日 = 8298円
- ② お支払い元金
・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円
- ③ 弁済金
・定率コースの場合…3,0963,115円（①96115円 + ②3,000円）
・元金定額コースの場合…10,08210,098円（①8298円 + ②10,000円）
- ④ お支払い後残高
・定率コースの場合…44,000円（47,000円 - 3,000円）
・元金定額コースの場合…30,000円（40,000円 - 10,000円）

FFG カード法人会員規約(ビジネスカード用)

変更前	変更後
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生するなどの利用代金の支払状況等の事情によっては、全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。</p> <p>2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p> <p>3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の（１）、（２）の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>（１）カードの回収</p> <p>（２）カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>（１）虚偽の申告をした場合</p> <p>（２）本規約のいずれかに違反した場合</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生するなどの利用代金の支払状況等の事情によっては、全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。</p> <p>2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p> <p>3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の（１）、（２）の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>（１）カードの回収</p> <p>（２）カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>（１）虚偽の申告をした場合</p> <p>（２）本規約のいずれかに違反した場合</p>

<p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき</p>	<p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p>
--	---

<p>関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第 9 項または第 1 0 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第 9 号または第 1 0 号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし</p>	<p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第 9 項または第 1 0 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第 9 号<u>または</u>、第 1 0 号<u>または第 1 1 号</u>事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通</p>
---	---

<p>す。</p> <p>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求</p>	<p>知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
--	---

<p>め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11. 当社は会社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施あるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施あるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p>

<p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第 1 5 条第 1 項または第 12 条第 4 項第 9 号の事由に該当したことが判明した場合。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとし、また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとし、</p> <p>(1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(3) その他信用状態が悪化したとき。</p> <p>(4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合。</p> <p>3. 会員は、前 2 項の債務を支払う場合には、当社の本社への持参または送金して支払うものとし、ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 8 条の定めにより支払うものとし、</p> <p>4. 本条第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとし、</p>	<p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第 1 2 条第 4 項第 9 号 <u>または</u>、第 1 0 号 <u>または第 1 1 号</u>の事由に該当したことが判明した場合。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとし、また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとし、</p> <p>(1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(3) その他信用状態が悪化したとき。</p> <p>(4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合。</p> <p>3. 会員は、前 2 項の債務を支払う場合には、当社の本社への持参または送金して支払うものとし、ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 8 条の定めにより支払うものとし、</p> <p>4. 本条第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとし、</p>
---	--

FFGカード法人会員規約(コーポレート会社一括方式)

変更前	変更後
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。</p> <p>2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p> <p>3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の(1)、(2)の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>(1) カードの回収</p> <p>(2) カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。</p> <p>2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p> <p>3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の(1)、(2)の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>(1) カードの回収</p> <p>(2) カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合</p>

<p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p>	<p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p>
---	---

<p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第 9 項または第 1 0 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から (12) に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第 9 号または第 1 0 号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>6. 会員は、本条第 4 項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチ</p>	<p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第 9 項または第 1 0 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から (12) に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第 9 号 <u>または、</u> 第 1 0 号 <u>または第 1 1 号</u> の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>6. 会員は、本条第 4 項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチ</p>
---	--

ケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。

7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。
8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。
9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。

ケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。

7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。
8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。
9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。

<p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>2. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または、第10号または第11号の事由に該当したことが判明した場合</p> <p>2. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を</p>

<p>当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(3) その他信用状態が悪化したとき。</p> <p>(4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合。</p> <p>3. 本条第1項ないし第2項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>4. 会員または使用者は前3項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参するまたは送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第8条第3項のただし書の定めにより支払うものとします。</p>	<p>直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(3) その他信用状態が悪化したとき。</p> <p>(4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合。</p> <p>3. 本条第1項ないし第2項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>4. 会員または使用者は前3項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参するまたは送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第8条第3項のただし書の定めにより支払うものとします。</p>
---	---

JCB

FFGカード会員規約

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>第4条の2 (WEBサービス等)</p> <p>3.会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合 (「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4条の2 (WEBサービス等)</p> <p>3.会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合 (「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます含む。)、会員はオンラ</p>

<p>取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p>	<p>イン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p>
<p>第2章 個人情報の取り扱い</p> <p>第14条 個人信用情報機関の利用および登録</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。</p> <p>(1) 本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。</p> <p>(2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。</p>	<p>第2章 個人情報の取り扱い</p> <p>第14条 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および登録個人信用情報機関への信用情報の提供等</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のとおりことに同意します。</p> <p>(1) <u>当社が、本会員等の支払能力の調査の本人を特定するために情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれますに提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</u></p> <p>(2) <u>(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に、本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u></p>

(3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方（以下「家族会員等」という。）は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

3.加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

(3) 当社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人情報機関が、当該機関および提携個人情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

①加盟個人情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。

ア.(3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ.加盟個人情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ.加盟個人情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ.③に基づく信用情報の提供

③加盟個人情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、

	<p><u>割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</u></p> <p>(5) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟会員加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の<u>加盟会員加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2.2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方（以下「家族会員等」という。）は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の<u>加盟会員加盟事業者</u>が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3.加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、<u>各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実</u>とします。なお、当社が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p> <p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入お</p>	<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p> <p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、<u>電子マネー</u>、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、<u>射幸性のあ</u></p>

<p>よび電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p><u>る商品等、その他当社所定</u>の一部の商品・<u>権利</u>の購入および<u>電子マネー役務の入金等提供</u>については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、<u>本会員の信用状況</u>または<u>会員のカード利用状況その他の事情により</u>、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。<u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>
<p>第32条 CD・ATMでの利用</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>	<p>第32条 CD・ATMでの利用</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、<u>(1)(2)においては貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「<u>繰上返済方法</u>」に定めるものをいう。）を、(3)においては<u>当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「<u>繰上返済方法</u>」に定めるものをいう。）</u>を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</u></p>
<p>第4章 お支払い方法その他</p> <p>第33条 約定支払日と口座振替</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払い</p>	<p>第4章 お支払い方法その他</p> <p>第33条 約定支払日と口座振替</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払い</p>

<p>ただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>ただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合 <u>または事務上の都合がある場合</u> には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降 <u>の日に</u>、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に <u>JCB当社が定めるものとし、指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。</u> なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第34条 明細</p> <p>2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の</p>	<p>第34条 明細</p> <p>2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）とし</p>

満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

て当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただしもつとも、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

6. 当社は本会員または本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

第38条の2（取引の制限等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

第38条の2（取引の制限等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する （一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。） 場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

(7)第22条第10項に該当した場合

<p>キャッシングサービス利用可能枠が0円の方へのご案内</p> <p>【その他】</p> <p>※コンビニエンスストアでのお支払いや金融機関等での振込によるお支払いの場合の手数料、費用・手数料等に課される公租公課、当社が債権保全実行に要した費用、およびCD・ATMでのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））は、会員負担となります。（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）</p> <p>※お支払い期日：毎月10日支払い（金融機関等休業日は翌営業日）</p> <p>※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。ご指定の口座については「カード発行のご案内」をご確認ください。</p>	<p>キャッシングサービス利用可能枠が0円の方へのご案内</p> <p>【その他】</p> <p>※コンビニエンスストアでのお支払いや金融機関等での振込によるお支払いの場合の手数料、費用・手数料等に課される公租公課、当社が債権保全実行に要した費用、およびCD・ATMでの<u>キャッシング1回払い（国内）の利用時・キャッシングリボ払いの利用時および入金時の手数料キャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料</u>（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））は、会員負担となります。（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）</p> <p>※お支払い期日：毎月10日支払い（金融機関等休業日は翌営業日）</p> <p>※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。ご指定の口座については「カード発行のご案内」をご確認ください</p>
---	--

個人情報の取り扱いに関する重要事項

変更前	変更後
<p>2. 個人情報情報機関の利用および登録</p> <p>(1) 本会員および本会員として申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）の支払能力の調査のために、当社は、当社が加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。</p>	<p>2. 個人情報情報機関が保有する個人情報のの利用および登録個人情報情報機関への個人情報の提供等</p> <p>(1) 本会員および本会員として申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）の<u>支払能力の調査の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）</u>を、当社は、<u>当社が</u>加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）<u>に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加</u></p>

- (2) 加盟個人情報情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。）のために利用されます。
- (3) 加盟個人情報情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人情報情報機関に照会します。

- (2) (1)の照会により、これらの個人情報情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用されます。
- (3) 加盟個人情報情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、信用情報である個人情報（「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を加盟個人情報情報機関に提供すること。に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。）のためになお、当該個人情報は、加盟個人情報情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
- (4) 加盟個人情報情報機関が、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供します。
- ①加盟個人情報情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。
- ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報
- イ. 加盟個人情報情報機関が収集した上記ア以外の情報

	<p>ウ. 加盟個人情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</p> <p>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p> <p>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ. ③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p> <p>(5) 加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟 <u>会員事業者</u> に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟 <u>会員事業者</u> は個人情報を相互に提供し、利用します。</p>
--	---

FFGカード法人会員規約会員規約（一般法人用）

変更前	変更後
第14条 個人情報機関の利用および登録	第14条 個人情報機関が保有する信用情報の利用および登録個人情報機

1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、当社が利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。

(1)代表者等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。

(2)加盟個人情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。

(3)前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情

関への信用情報の提供等

1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、当社が利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）をいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人情報機関への信用情報の提供等について以下のとおりことに同意します。

(1)代表者等の支払能力の調査のために本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社が加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれますに提供し、代表者等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人情報機関に照会すること。

(2)(1)の照会により、これらの個人情報機関に、代表者等および代表者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、代表者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
3. 加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報情報機関とし、各加盟個人情報情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

(3)当社が代表者等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人情報情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人情報情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4)加盟個人情報情報機関が、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

①加盟個人情報情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。

ア.(3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ.加盟個人情報情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ.加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人情報情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ.③に基づく信用情報の提供

③加盟個人情報情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、

	<p><u>割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</u></p> <p>(35)前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟会員加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の<u>加盟会員加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の<u>加盟会員加盟事業者</u>がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、<u>各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実</u>とします。なお、当社が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、<u>電子マネー</u>、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、<u>射幸性のある商品</u>等、<u>その他当社所定</u>の一部の商品・権利の購入および<u>電子マネー</u>役務の<u>入金等提供</u>については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、<u>支払責任者の信用</u></p>

	<p><u>状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>
<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月</p>	<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合<u>または事務上の都合がある場合</u>には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会</p>

<p>の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>	<p>員に当該差額を返金する方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCB当社が定めるものとし、指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたいえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第28条 明細</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p> <p>2. 当社が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</p>	<p>第28条 明細</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により登録を行った法人会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p> <p>2. 当社が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または当社は、法人会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいう。以下同じ。）を法人会員の届出住所宛に送付します。また、当社は法人会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を法人会員の届出住所宛に送付</p>

します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が法人会員に明細書を送付した場合、法人会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（もっとも、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は法人会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

3. 当社が法人会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
4. 当社は法人会員または法人会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

第32条の2 (取引の制限等)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

第32条の2 (取引の制限等)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する (一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。) 場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

(7)第22条第11項に該当した場合

FFGカード法人会員規約会員規約 (大型法人用)

第2条 支払責任および管理責任者

- 法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続きその他の手続きに関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。
- 法人会員またはカード使用者として入会を申し込む方は、管理責任者を通じて入会申込手続きを行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当社の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、両社に対する諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の手続きについて一切の責任を負うものとします。
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

- ~~法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続きその他の手続きに関し、会員またはカード利用に関する諸手続きおよび会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う担当者（以下「法人会員の役職員を管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。~~
3.法人会員またはカード使用者として入会を申し込む方は、~~いい~~います。管理責任者は、法人会員から次項に定める権限を通じて入会申込手続きを行う付与されるものとします。法人等または法人会員は、管理責任者をして、選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の入会申込書に、当社事項を両社に届け出るものとします。
- 管理責任者は、以下の(1)から(5)の権限（管理責任者が「JCB法人カードステーション」（第5条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。また、JCB法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものと

	<p><u>し、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。</u></p> <p><u>(1)カード使用者の追加にかかる入会申込手続（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限</u></p> <p><u>(2)当社またはJCBから法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から当社またはJCBに対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、当社およびJCB間の連絡または調整等を行う権限</u></p> <p><u>(3)JCB法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限</u></p> <p><u>(4)利用可能枠の増枠申請権限、本規約に付随する特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等（それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいう。）の新規または追加の発行申請、それらの受領および利用に関する権限、タクシーチケットの発注および受領に関する権限等のカード等利用に関する権限</u></p> <p><u>(5)カード利用に関する明細（第28条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限</u></p> <p>4. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。<u>法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。</u></p>
<p>第5条の2（WEBサービス等）</p> <p>会員は、両者が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB法人カードWEBサービス」「MyJCB」「J/Secure(TM)」等を含むが、それらに限らない。以下同</p>	<p>第5条の2（WEBサービス等）</p> <p>1. 会員は、両者<u>両社</u>が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB法人<u>カードステーション</u>」「<u>JCB法人</u>カードWEBサービス」「MyJCB」<u>およびオンラ</u></p>

<p>じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人カードWEBサービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure(TM)」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>	<p><u>イン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である</u> 「J/Secure(TM)」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人カードWEBサービスカードステーション」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure(TM)」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>
<p>第19条 利用可能枠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。 2. 前項①②の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。 3. 当社は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。 4. 当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。 	<p>第19条 利用可能枠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（<u>本項に基づき、カードごとに設定する</u>商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（カード）」という。）。 2. 前項①②の機能別利用可能枠（<u>カード</u>）のうち最も高い金額が、<u>カードごとの当該カード全体の利用可能枠</u>（以下「総枠（<u>カード</u>）」という。）となります。<u>機能別利用可能枠および総枠</u> 3. <u>当社は、機能別利用可能枠（カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカードを利用することができる合算額として、法人会員に対して利用可能枠を設定します。当社は、法人会員に対して、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（本項に基づき、法人会員に対して設定する商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（法人）」という。）。</u>ただし、<u>当社の判断により、機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合があります。</u> <u>①ショッピング1回払い利用可能枠</u> <u>②ショッピング2回払い利用可能枠</u>

	<p>4. <u>前項①②の機能別利用可能枠（法人）のうち最も高い金額が、法人会員のカード使用者に発行されたすべてのカード全体の利用可能枠（以下「総枠（法人）」という。）となります。当社が機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合、総枠（法人）も設定されません。</u></p> <p>5. <u>機能別利用可能枠（カード）および総枠（カード）を総称して、利用可能枠（カード）といい、機能別利用可能枠（法人）および総枠（法人）を総称して、利用可能枠（法人）といいます。また、利用可能枠（カード）および利用可能枠（法人）を総称して、利用可能枠といいます。なお、同一の法人会員が当社との間で、JCBカードにかかる複数の契約を締結している場合には、契約ごとに利用可能枠（法人）が定められますので、他の契約（以下「他契約」という。）における利用可能枠（法人）および他契約に関する利用残高（次条第2項に定めるものをいう。）は、本契約に基づきカード使用者がカードを利用できる金額には影響しません。</u></p> <p>6. 当社は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。</p> <p>7. 当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に<u>利用可能枠総枠（カード）</u>を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の<u>利用可能枠総枠（カード）</u>に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、<u>利用可能枠総枠（カード）</u>の一時的な増額を認めるか否かを審査します。</p>
<p>第20条 利用可能な金額</p> <p>1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるもの</p>	<p>第20条 利用可能な金額</p> <p>1. <u>会員各カード使用者</u>は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用する</p>

とします。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。

- (1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。
- (2) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額。
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいい、法人会員分とすべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。
4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

ことができるものとします。ただし、当社が利用可能枠（法人）を設定していない場合には、(3)および(4)は適用されません。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。

- (1) 会員当該カード使用者が利用しようとする商品に係る当該カード使用者のカードの機能別利用可能枠（カード）から、当該機能別利用可能枠（カード）に係る当該カードの利用残高を差し引いた金額。
- (2) 当該カード使用者のカードの総枠（カード）から会員の、当該カード使用者のカードの全利用残高を差し引いた金額。
- (3) 当該カード使用者が利用しようとする商品に係る機能別利用可能枠（法人）から、法人会員のすべてのカード使用者の当該機能別利用可能枠（法人）に係る全利用残高（なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。）を差し引いた金額。
- (4) 総枠（法人）から、法人会員のすべてのカード使用者の全利用残高（なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。）を差し引いた金額。
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をい、法人会員分とすべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。
4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠（カード）または同条第3項②の機能別利用可能枠（法人）を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

	<p>5. <u>第1項(3)(4)が適用される結果、各カード使用者は、自己以外のカード使用者によるカード利用に起因して、カードを利用することができない事態（以下「本件事態」という。）が生じる可能性があります、そのような場合であっても、両社は一切の責任を負いません。法人会員は、法人会員および管理責任者の責任において、本件事態が生じないよう、利用可能な金額の管理を行うものとします。</u></p>
<p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>第22条 ショッピングの利用</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、<u>電子マネー</u>、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、<u>射幸性のある商品</u>等、<u>その他当社所定</u>の一部の商品・<u>権利</u>の購入および<u>電子マネー</u>・<u>役務の入金等提供</u>については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、<u>法人会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により</u>、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。<u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>
<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指</p>	<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指</p>

<p>定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日の支払いとなることや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金する方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当社は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日等の支払いとなることや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合 または事務上の都合がある場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金する方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当社は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に JCB当社が定めるものとし、指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第28条 明細</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「JCB法人WEBサービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「JCB法人WEBサービス」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下</p>	<p>第28条 明細</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「JCB法人WEBサービス」または「JCB法人カードステーション」に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「JCB法人WEBサービス」または「JCB法人カードステーション」に登録している場合は、明細</p>

<p>「明細確定通知」という。)を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>	<p>の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>
<p>第32条の2（取引の制限等）</p> <p>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>	<p>第32条の2（取引の制限等）</p> <p>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（<u>一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。</u>）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p><u>(6)第22条第11項に該当した場合</u></p>

ショッピングリボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等

変更前	変更後							
<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>* プラチナ・ゴールド怪異の場合は1千円以上1千円単位となります。</p> <p>2. 手数料率</p> <p>・実質年率13.20%～15.00%</p> <p>※会員規定に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。</p> <p>[初回のご請求]</p> <p>実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求]</p>	<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>1. 毎月のお支払い元金</p> <p><u>* 2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ザ・クロス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。</u></p> <p>2. 手数料率</p> <table border="1" data-bbox="1111 1198 1973 1337"> <tr> <td data-bbox="1111 1198 1458 1294"><u>2026年10月1日ご利用分</u></td> <td data-bbox="1458 1198 1973 1294"><u>実質年率 18.00%</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1294 1458 1337"><u>ら(※1)</u></td> <td data-bbox="1458 1294 1973 1337"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1337 1458 1343"><u>2026年9月30日ご利用分</u></td> <td data-bbox="1458 1337 1973 1343"><u>実質年率 13.20～15.00% (※2) (※3)</u></td> </tr> </table>		<u>2026年10月1日ご利用分</u>	<u>実質年率 18.00%</u>	<u>ら(※1)</u>		<u>2026年9月30日ご利用分</u>	<u>実質年率 13.20～15.00% (※2) (※3)</u>
<u>2026年10月1日ご利用分</u>	<u>実質年率 18.00%</u>							
<u>ら(※1)</u>								
<u>2026年9月30日ご利用分</u>	<u>実質年率 13.20～15.00% (※2) (※3)</u>							

実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日

・お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 747円（7万円×15.00%×26日÷365日）

③8月10日の弁済金 10,747円（①+②）

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 764円（6万円×15.00%×31日÷365日）

③9月10日の弁済金 10,764円（①+②）

ショッピング分割払いのご案内

1. 手数料

実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%]

※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

2. 支払回数および支払期間

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月

で

(※1) 料率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページ

(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html) で公表します。

※2 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

※3 会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。

[初回のご請求] 実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日

[2回目以降のご請求] 実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日

・お支払い例

・定額コース1万円、実質年率 18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 897円（7万円×18.00%×26日÷365日）

③8月10日の弁済金 10,897円（①+②）

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 917円（6万円×18.00%×31日÷365日）

割賦 計数	2.51 %	83.78 %	4.42 %	7.00 %	8.31 %	10.29 %	12.29 %	13.64 %	16.37 %
ショッピング 利用 代金 10,000 円あたり	251円	378円	442円	700円	831円	1,029 円	1,229 円	1,364 円	1,637 円
りの分 割払手 数料の 額									

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3.お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格100,000円の商品を10回払いで
ご購入の場合

A. 上記に基づく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

B. 上記に基づく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円 \times 1$$

C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円 \times 2$$

③9月10日の弁済金 10,917円 (①+②)

・残高スライドコース (ゆとりコース)、実質年率18.00%の方が6月30日に10万5千円
をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 1,346円 (10万5千円 \times 18.00% \times 26日 \div 365日)

③8月10日の弁済金 11,346円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金 5,000円

②手数料 1,452円 (9万5千円 \times 18.00% \times 31日 \div 365日)

③9月10日の弁済金 6,452円 (①+②)

※毎月の手数料の3回目以降は、2回目と同様の計算方法により算出します。

※カード券種によっては上記以外のショッピングリボ払いのご案内となる場合があります。別途
提供しているショッピングリボ払いのご案内をご確認ください。

ショッピング分割払いのご案内

1. 手数料率

<u>2026年10月1日ご利用分 から(※1)</u>	<u>実質年率18.00%[月利1.50%]</u>
<u>2026年9月30日ご利用分 まで</u>	<u>実質年率12.00~15.00%月利[1.00~ 1.25%](※2)(※3)</u>

(※1) 料率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる
可能性があります。

(ただし、初回 10,518 円 ※3、最終回 10,699 円 ※4)

D. 分割支払金合計額

10,518 円 (初回) + 10,700 円 × 8 (第 2 回～第 9 回) + 10,699 円 (最終回) = 106,817 円

※1「D.分割支払金合計額」は、「B.上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。

(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 100,000 円 × 1.25% = 1,250 円

初回支払元金 10,700 円 - 1,250 円 = 9,450 円

日割計算の手数料

100,000 円 × 15.00% × 26 日 ÷ 365 日 = 1,068 円

(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月 10 日まで) ÷ 365 日)

初回支払額 9,450 円 + 1,068 円 = 10,518 円

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金 (現金販売価格からお支払済分割支払元金 (初回から第9回まで) の合計を差し引いた金額) と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

※お支払い回数表に基づき算出する手数料は、初回の日割計算と 最終回の端数調整により、実際にお支払いいただく手数料総額 とは若干異なります。

<例、第 2 回>

[詳細の日付は別途ホームページ](#)

(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html) で公表します。

※2 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

2. 支払回数および支払期間

[3 回\(3 カ月\)～60 回\(60 カ月\)の各回 \(各月数\)](#)

<ショッピング利用代金 10,000 円当たりの分割払手数料の額の例>

実質年率 18.00%の場合

支払回数	3 回	10 回	12 回	18 回	24 回	30 回	36 回	48 回	60 回
支払期間	3 カ月	10 カ月	12 カ月	18 カ月	24 カ月	30 カ月	36 カ月	48 カ月	60 カ月
割賦計数	3.01	8.43	10.02	14.85	19.82	24.92	30.15	41.00	52.36
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
ショッピング利用代金 10,000 円当たりの分割払手数料の	301 円	843 円	1,002 円	1,485 円	1,982 円	2,492 円	3,051 円	4,100 円	5,236 円

初回支払後残高 100,000 円 - 9,450 円 = 90,550 円

月利計算の手数料 90,550 円 × 1.25% = 1,131 円

第 2 回支払元金 10,700 円 - 1,131 円 = 9,569 円

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の 10 日（ただし、当日が金融機関休業日の場合

は翌営業日）に一括（1 回）でのお支払いとなります。

手数料：ご利用金額 × 手数料率（月利） × 繰延月数（変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。）

支払期間：54～239 日

1. 手数料率

実質年率 12.00～15.00%

上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

2. お支払い例

実質年率 15.00%の方が 6 月 30 日にショッピング 1 回払いにて 1 万円を利用し（8 月 10 日お支払い分にて利用）、お支払い月を 11 月 10 日へ変更した場合 <11 月 10 日のお支払い>

① お支払い元金 10,000 円

② 手数料 357 円（1 万円 × 3 か月 ×（15.00%/12 か月））

③ 11 月 10 日の支払額（支払総額） 10,375 円（① + ②）

額									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が 18.00% ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3. お支払い例

実質年率 18.00%の方が 6 月 30 日に現金販売価格 10 万円の商品を 10 回払いでご購入の場合

A. 上表に基づく手数料総額

100,000 円 × 8.43% = 8,430 円

B. 上表に基づく支払総額

100,000 円 + 8,430 円 = 108,430 円 ※1

C. 毎月の支払額

108,430 円 ÷ 10 回 = 10,843 円 ※2

（ただし、初回 10,652 円 ※3、最終回 10,842 円 ※4）

D. 分割支払金合計額

10,652 円（初回） + 10,843 円 × 8（第 2 回～第 9 回） + 10,842 円（最終回） = 108,211 円

※1「D.分割支払金合計額」は、「B.上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。（計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。）

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 1.50\% = 1,500 \text{ 円}$

初回支払元金 $10,843 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} = 9,343 \text{ 円}$

日割計算の手数料

$100,000 \text{ 円} \times 18.00\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,282 \text{ 円}$

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月 10 日まで) ÷ 365 日)

初回支払額 $9,343 \text{ 円} + 1,282 \text{ 円} = 10,625 \text{ 円}$

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第 9 回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第 2 回から第 9 回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第 2 回>

初回支払後残高 $100,000 \text{ 円} - 9,343 \text{ 円} = 90,657 \text{ 円}$

月利計算の手数料 $90,657 \text{ 円} \times 1.50\% = 1,359 \text{ 円}$

第 2 回支払元金 $10,843 \text{ 円} - 1,359 \text{ 円} = 9,484 \text{ 円}$

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の 10 日

(ただし、当日が金融機関休業日の場合

は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

支払期間：54～239 日

1. 手数料率

	<u>2026年10月1日ご利用分から(※1)</u>	<u>実質年率 18.00%[月利 1.50%]</u>
	<u>2026年9月30日ご利用分まで</u>	<u>実質年率 12.00~15.00%月利[1.00~1.25%](※2)(※3)</u>
<p>※2 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</p>		
<p>2. お支払い例</p>		
<p>実質年率 <u>18.00%</u>の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合</p>		
<p><11月10日のお支払い></p>		
<p>①お支払い元金 10,000円</p>		
<p>④ 手数料 <u>450円</u> (1万円×3ヵ月×(<u>18.00%</u>/12ヵ月))</p>		
<p>⑤ 11月10日の支払額(支払総額) <u>10,450円</u> (①+②)</p>		